

市民との信頼関係の構築を求める決議

高山市議会は、平成24年第4回高山市議会定例会において、当時、立て続けに発生した市職員としてあるまじき行為や不適正な事務執行を受け、市長に対し、こうした事案を二度と発生させることのないよう、強く求めるとともに、その意思を表明すべく、「公務員倫理の確立を求める決議」を議決したところである。

そうしたなか、保育関連の事務処理の怠り事案、新火葬場建設に係る事務執行上の不手際等、市民の信頼を損なう事案が発生したことは、甚だ遺憾である。

市役所は「市民のお役に立つ所」として、市民福祉の向上に向けた不断の努力が求められている。

とりわけ、人口減少社会の本格的な到来をはじめ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化のなか、さまざまな行政課題が顕在化しており、そうした行政課題の解決に向け、市役所が果たすべき役割と責務はますます大きくなっている。

また、市が今後のまちづくりの基本理念としている「協働のまちづくり」においては、行政と市民との信頼関係の構築こそが、その推進の原動力である。

よって、市長におかれては、市政運営のトップとして、リーダーシップとマネジメント能力を発揮するなかで、市民との信頼関係の構築に向け、組織を挙げて適正な事務執行の遂行に取り組むとともに、顕在化しているさまざまな行政課題に対し真摯な姿勢で取り組むよう、強く求める。

以上、決議する。

平成28年3月23日

高 山 市 議 会